

事 務 連 絡
平成18年 8月 3日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(台湾産マンゴー)

標記については、平成18年3月31日付け事務連絡（最終改正：平成18年7月24日付け事務連絡）によりお知らせしたところですが、今般、検疫所のモニタリング検査で下記の輸出業者が輸出した台湾産マンゴーから基準値を超えるシペルメトリンが検出されたことから、同事務連絡の別表17から下記の輸出業者を削除し、別添のとおりとしますので、ご了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

記

典記貿易有限公司 POINT TRADING CO., LTD.